



倒産法の概要 5

2013.09.17

前回までで、清算型処理手続である破産手続・特別清算手続、再生型処理手続である民事再生手続・会社更生手続の大まかな説明を行ってまいりました。今回からは、法的処理手続の中核をなす破産手続についてももう少し詳しく説明していきたいと思えます。

1. 破産手続のおさらい

まず、破産手続についてこれまでの説明をおさらいしていきましょう。

破産手続とは、清算型・管理型手続の倒産処理手続です。破産手続は申立にはじまり、資産及び負債の調査・確定、財産の換価、配当という順番に手続が進み、個人債務者の場合には、免責手続も並行して進められます。

2. 破産能力

そもそも破産者になるためにはどのような資格（＝破産能力¹）が必要でしょうか。

この点について、破産法に規定はありませんが、一般に、民事訴訟の当事者能力に関する規定に従い、自然人、法人、法人格のない社団・財団に破産能力が認められると解されています（破産法 13 条、民事訴訟法 28 条・29 条）²。

3. 申立権者

破産手続は、原則として申立てによって開始します³。

破産手続の申立権者は、債権者と債務者（破産法 18 条 1 項）、法人の場合には理事・取締役・業務執行社員・清算人等です（破産法 19 条 1 項・2 項）。債務者自ら申立てる場合を**自己破産**、会社の取締役等が申し立てる場合を**準自己破産**とといいます。

4. 予納金

破産手続を申し立てる場合、無料というわけにはいかず、申立ての手数料を納付しなければなりません（民事訴訟費用等に関する法律〔以下「民訴費」といいます。〕3 条 1 項）。

¹ 破産手続開始決定を受けうる債務者の資格のこと。

² 破産法上は、相続財産（破産法 222 条以下）、信託財産（破産法 244 条の 2 以下）についても、破産能力を認めています。

³ 例外として、裁判所の職権で破産手続が開始する場合と、他の倒産手続の廃止等による牽連破産の場合（民事再生法 250 条、会社更生法 252 条）があります。



手数料は、債権者申立の場合には、一律 2 万円（民訴費別表第 1 の 12）です。また、破産手続を進めていくためには、さまざまな費用が必要となります。この費用は最終的には財団債権⁴として処理しますが（破産法 148 条 1 項 1 号・2 号等）、一時的にこれらの費用を賄う財源が必要となります。そこで、破産手続開始を申し立てる際に、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予め納めなければなりません（破産法 22 条 1 項）。費用の予納が決定したにもかかわらず、申立人が費用を予納しない場合には、破産手続開始申立は**却下**されます（破産法 30 条 1 項 1 号）。予納金の額は一律ではなく、債務者の有する債権・財産・負債総額、債権者の数、事案の複雑さなどの事情を考慮して、事件ごとに定められます（破産規則 18 条）⁵。

予納金は、債権者への通知の郵送料や公告費用等を除けば、管財人の報酬に充てられるので、管財人が選任されない同時廃止⁶事件については、予納金が低く定められています⁷。

債務者にお金がないからこそ破産を申し立てているのに、破産手続を利用するためにもお金が必要となるというのは、違和感があるかもしれませんが、異時廃止⁸事件では、申立費用等を親族などから借りたり、国庫仮支弁制度（破産法 23 条 1 項前段）を利用したりするなどして、申立を行っているのが実際です。

以 上

⁴ 破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権のこと（破産法 2 条第 7 項）。
⁵ 例えば、2003 年度の東京地裁の基準によれば、負債総額 5000 万円未満の法人については予納額 70 万円、同じく個人については 50 万円などと定められています。
⁶ 破産手続開始決定と同時に破産手続を廃止すること（破産法 216 条）。
⁷ 例えば、2003 年度の東京地裁の基準によれば、約 1 万 4 千円などと定められています。
⁸ 破産手続開始決定後に、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足すると認められたときに行われる（破産法 217 条 1 項）。